

国土交通省 南海トラフ巨大地震対策計画

新旧対照表 (案)

令和3年9月

修正前	修正後
第２章 南海トラフ巨大地震（Ｍ９クラス）が発生した場合に想定される事態 ２－２ 深刻な事態 （８）先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差をおいて再び大きな揺れ・津波が発生 （略） ・なお、本課題については、防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」で<u>検討状況</u>を踏まえ、今後対応を進めていく。 第３章 南海トラフ巨大地震発生時における応急活動計画 ３－１ 初動体制の立ち上げ （新規） （略） ３－２ 避難支援（住民等の安全確保） （１）建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援 （略） <u>・東京湾における効果的な海上交通管制の構築により、船舶を迅速かつ円滑に避難させる体制が整ったところ、伊勢湾、大阪湾においては、船舶に対する航行制限等の津波対策を徹底するとともに、効果的な海上交通管制を構築に向けた検討を行う。</u> （略） <u>・船舶を迅速かつ円滑に避難させるため、海上交通機能の維持等のための制度の整備及び関連施設の整備等を推進した。平成３０年１月３１日からは、新東京湾海上交通センターの運用を開始し、非常災害発生周知措置の体制を整える。</u> （略） ３－５ 被災者の救命・救助 （１）沿岸域における被災者の搜索救助活動 （略）	第２章 南海トラフ巨大地震（Ｍ９クラス）が発生した場合に想定される事態 ２－２ 深刻な事態 （８）先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差をおいて再び大きな揺れ・津波が発生 （略） ・なお、本課題については、防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」でまとめられた「<u>南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について（報告）</u>」を踏まえ、今後対応を進めていく。 第３章 南海トラフ巨大地震発生時における応急活動計画 ３－１ 初動体制の立ち上げ （３）<u>南海トラフ地震臨時情報への対応</u> <u>○「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の国土交通省の対応については、情報収集・連絡体制の確認、所管施設の必要に応じた点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。詳細については別に定める「『南海トラフ地震臨時情報』に関する国土交通省の対応について」等によるものとする。</u> （略） ３－２ 避難支援（住民等の安全確保） （１）建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援 （略） （削除） （略） （削除） （略） ３－５ 被災者の救命・救助 （１）沿岸域における被災者の搜索救助活動 （略）

修正前	修正後
・東京湾における効果的な海上交通管制の構築により、海上交通機能の維持とダメージを最小化し、被災地への海上輸送ルートの確保に向けた体制が整ったところである。伊勢湾、大阪湾においては、船舶に対する航行制限等の津波対策を徹底するとともに、効果的な海上交通管制の構築に向けた検討を行う。	(削除)
(略)	(略)
・被災地への海上輸送ルートを確保するため、東京湾における一元的な海上交通管制を構築。新東京湾海上交通センターの運用を開始し、非常災害発生周知措置の体制を整える。	(削除)
(略)	(略)
第４章 巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策	第４章 巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策
4－１ 強い揺れへの備え	4－１ 強い揺れへの備え
(１) 住宅、建築物、宅地の耐震化等	(１) 住宅、建築物、宅地の耐震化等
(略)	(略)
・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする、改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年までに少なくとも 95 パーセントにすることを目標とするとともに、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。	・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする、改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅を、令和 7 年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。
(略)	(略)
(３) 地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策	(３) 地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策
(略)	(略)
○防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」での検討を踏まえ、南海トラフ地震に関して、情報の適時的確な発表及び充実を進める。	○南海トラフ沿いの地震活動や地殻活動を観測するための体制、並びに異常な現象を観測した際に南海トラフ地震臨時情報等を適時・的確に発表するための体制を維持するものとする。
(略)	(略)
4－２ 巨大な津波への備え	4－２ 巨大な津波への備え
(１) 避難路・避難場所の確保等	(１) 避難路・避難場所の確保等
(略)	(略)
・東京湾における効果的な海上交通管制の構築により、災害対応体制の充実強化を図ったところ、伊勢湾、大阪湾においては、船舶に対する航行制限等の津波対策を徹底するとともに、効果的な海上交通管制の構築に向けた検討を行う。	・東京湾では、船舶に対し警報等を迅速確実に伝達するとともに、危険な海域や避難海域等の情報を提供する。
(略)	(略)

修正前	修正後
・船舶に対し警報等を迅速確実に伝達し、情報を提供するため、東京湾における一元的な海上交通管制の構築を図った。平成30年1月31日からは、新東京湾海上交通センターの運用を開始し、非常災害発生周知措置の体制を整える予定。 (略) (5) 災害対応体制の充実強化 (略) ・災害対応体制を充実強化するため、東京湾における一元的な海上交通管制を構築。新東京湾海上交通センターの運用を開始し、非常災害発生周知措置の体制を整える。 (略)	(削除) (略) (5) 災害対応体制の充実強化 (略) (削除) (略)